

甲府地区広域行政事務組合国母公園ネーミングライツパートナー募集要領

甲府地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）では、組合有施設について、施設の愛称を命名する権利を取得する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集することとし、この要領において、募集条件や提出書類等について必要な事項を定めます。

1 募集の目的

本募集は、施設の愛称を命名する権利を付与する対価として、ネーミングライツパートナーからネーミングライツ料を得て、施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることにより、圏域住民のサービス向上及び地域経済の活性化を図るとともに、愛称による施設への親しみや施設の知名度の向上を目的とします。

2 対象施設等

- (1) 公 共 施 設 名：国母公園
- (2) 所 在 地：中巨摩郡昭和町紙漉阿原1017番地
- (3) 利 用 者 人 数：令和6年度13,830人・令和5年度12,953人
(運動広場・テニスコート実績)
- (4) 契 約 期 間：3年以上
- (5) 命 名 権 料（年額）：100万円以上／年
※「国母公園」の名称は、使用すること。
- (6) パートナーメリット：国母公園内にネーミングライツパートナーをPRするボ⁺
(附帯する権利) スターやチラシ等の掲示

注1) 提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定します。

注2) 金額には、消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

注3) ネーミングライツパートナーから施設に提供する役務や物品などがある場合は併せて審査します。

（役務の例）ごみ拾い、清掃、除草作業、花壇の整備など

（物品の例）ネーミングライツパートナーの商品等で、施設で使用する消耗品や備品など

*ア 詳細は、ネーミングライツパートナーとして選定された後に別途協議し決定します。

*イ PRポスター等の掲示物について、盗難、破損等の保障はできません。

*ウ 施設看板、PRポスター等の掲示により、施設の電気等を使用する場合は、別途ご負担いただきます。

3 募集概要

(1) 応募資格

ア ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人とします。

イ 本社・本店等の所在地については、甲府市・中央市・昭和町の内外を問いません。

ウ 甲府地区広域行政事務組合広告掲載基準第5に掲げる規制業種又は事業者に該当するものを除きます。

(2) 愛称命名権の条件、範囲

ア 愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツパートナーが命名できる愛称は、施設の一般的な呼称であり、組合が条例で定めている施設名称を変更するものではありません。施設の愛称として、法人名を付けることが可能です。

イ 愛称の条件

(ア) 愛称は、原則として25文字以内で付けてください。

また、命名する愛称に施設によっては、「名称使用の条件」が含まれるものもあります。

(イ) 組合広告掲載要綱第3第1項各号及び組合広告掲載基準第7に該当する名称は使用できません。

(ウ) 愛称は施設にふさわしいものとして、親しみやすさや呼びやすさ等の点から、施設のイメージを損なうことなく、地域住民や施設利用者の理解が得られるものを提案してください。

(エ) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。

ウ その他

愛称が定着するまで、条例上の正式名称を併記する場合があります。

(3) ネーミングライツパートナーの特典

ア 施設名称表示（変更）権

愛称による施設名看板（施設内看板）等を組合が指定した場所に設置できます。ただし、看板の仕様、規模等により、別途管理者と協議が必要となります。

イ 愛称の浸透・定着支援

組合として、組合ホームページ等に掲載し、地域住民への浸透を図ります。

ウ 契約更新の優先交渉権

契約期間終了後、引き続き契約を希望する場合は、優先的に交渉することができます。

(4) 愛称表示に伴う費用負担

ア 組合

契約締結後に組合ホームページの表示で当該施設が表されている部分の変更

イ ネーミングライツパートナー

(ア) 施設内外の名称看板（施設看板や道路標識）の表示変更・新設

なお、看板の新設は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うことになります。（新設の場合は維持管理費を含みます。）

(イ) 契約期間終了後の原状回復

ネーミングライツパートナーの責任により、契約が中途解約となった場合もご負担願います。

(5) 愛称の使用開始予定時期

応募者の審査、契約終了後、速やかに使用できる手続きを進めます。

※ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

4 応募方法

(1) 募集期間：令和8年1月26日（月）午前9時から

令和8年2月27日（金）午後5時まで

- (2) 応募書類：「甲府地区広域行政事務組合ネーミングライツパートナー申込書」（様式1）に必要事項を記入し、次の書類を添付してください。

ア 誓約書（様式2）

イ 法人の事業概要を記載した資料（会社案内、パンフレット等）

ウ 法人の定款又は寄附行為

エ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

オ 直近3か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）

カ 直近の事業報告書

キ 法人の納税証明書（市町税の未納がないことの証明書）

※エ、キの証明書は、提出時点における発行後3か月以内のもの

- (3) 提出部数：正本1部、副本1部

- (4) 提出方法：甲府地区広域行政事務組合事務局まで持参又は郵送

ア 持参の場合

（ア）甲府地区広域行政事務組合事務局

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

（イ）国母公園管理事務所

午前9時から午後4時まで

イ 郵送の場合：令和8年2月27日（金）必着

（送付先）

〒400-0856 山梨県甲府市伊勢3丁目8番23号

甲府地区広域行政事務組合事務局 担当：萩原、橋田

- (5) 留意事項：

ア 応募申込みに係る費用及び契約締結に係る費用は、全額応募者の負担とします。

イ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出された書類等は返却しません。

エ 提出された書類等は関係機関に問い合わせを行う目的で使用することがあります。また、甲府地区広域行政事務組合情報公開条例に基づき開示することができます。

5 選定方法

- (1) 一次審査として、「甲府地区広域行政事務組合ネーミングライツパートナー申込書」及び添付書類による応募資格審査を実施します。
なお、応募資格を満たしていない場合は、失格となります。
- (2) 甲府地区広域行政事務組合ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、二次審査として、審査委員会において、審査基準に基づき、金額、愛称名及び地域貢献につながるような提案や応募者の財務能力等の状況について、審査採点して総合得点が最も高い者を優先交渉権者として決定します。ただし、審査委員会が特に必要と認める場合は、プレゼンテーションを依頼する場合があります。

ます。審査結果は、組合ホームページ上に掲載するとともに文書にて通知します。

【審査基準】

評価項目	評価基準	配点
1 応募の趣旨	・本組合のネーミングライツの目的に沿っているか	10
2 愛称、デザインは適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	20
3 提案金額（年額）	・提案金額の妥当性	40
4 提案期間	・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か	10
5 施設に提供する役務等の提案及び地域貢献等の実績	・役務の提供等による圏域住民のサービスや施設の魅力向上、地域活性化等に関する提案 ・地域貢献等の実績及び計画があるか	20
合 計		100

(3) ネーミングライツパートナーの決定・契約

ア 優先交渉権者と契約内容について詳細な協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

なお、優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次点の応募者と締結に向けて交渉します。

イ ネーミングライツパートナーが決定した場合は、マスコミに公表するとともに「組合ホームページ」等組合の媒体で発信します。

ウ 応募内容及び選定結果等については、甲府地区広域行政事務組合情報公開条例に基づき、開示対象となります。

(4) 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが応募資格を喪失した場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、契約期間終了を待たずに契約を解除する場合があります。ただし、その場合は、契約の解除に伴う損失等にかかる補償は一切行いません。

6 問い合わせ先

甲府地区広域行政事務組合事務局 担当：萩原、橋田
電話 055-228-7641